

○鈴木（克）委員 総理、大変お疲れだと思いがすが、最後に少し御質問をさせていただきたいと思えます。

私は、所得税法等改正案の中で、税制関係、それから財政関係、金融関係と、時間の範囲の中でお尋ねをさせていただきたいというふうに思いますが。

まず最初に、二十五年度の税制改正案に対して、総理がどのように考えてみえるのか、評価という言い方はいかがいんですが、当然、評価は高いわけであり、御自分で出されたわけですから。だけれども、そのところをどういうふうに考えてみえるのか、少し掘り下げてお伺いしてまいりたいというふうに思っています。

今回の税制改正案の根本というのは、社会保障・税の一体改革、これを着実に実施していくというところが大前提だったというふうに思っています。そこで、法人税の各種減税措置をやられる、それから、所得税の最高税率を引き上げる、相続税、贈与税を見直す、こういうような形で、ずっと、今回の一連の改正案が出されておるといふふうに思っています。

このいわゆる改正事項について、これまでの審議の中でも指摘をしてきたわけであり、その改正の効果というものが必ずしも明確ではないんじゃないかな、このように思っております。

社会保障・税の一体改革に関して言うなら、いわゆる消費税増税のみが先行をして、社会保障分野の改革の議論というのは進んでいない、さらに、低所得者対策についての議論が先送りされている、

こういうことだと思います。

したがって、このままでは、具体的な低所得者対策が示されないうちに消費税増税が決定されてしまうということになるのではないかと、このように思っております。

このように、今回の税制改正法案は、提案の趣旨とその内容に少し乖離があるのではないのかな、このように思うわけであり、総理の御見解を伺いたいと思っております。

○安倍内閣総理大臣 平成二十五年度の税制改正については、成長による富の創出や社会保障・税一体改革の着実な実施を目指すものとして御提案をさせていただいております。

その内容においても、機械等の設備への投資額を増加させた企業に対する減税措置の創設や研究開発税制の拡充等により、民間投資の喚起による成長力の強化を図る。そしてまた、所得拡大促進税制の創設や雇用促進税制の拡充により、給与等や雇用の増大を図る。そしてまた、税制技術改革法附則の規定に沿って、所得税の最高税率の見直しや、相続税、贈与税の税率構造等の抜本的な見直しを行うこととなっております。

提案の趣旨にふさわしい内容になっている、こう考えています。

また、社会保障に関しては、既に、年金や子育て分野について関係法案が成立しております。加えて、現在、社会保障制度改革推進法を踏まえ、これまでに六回の国民会議を開催するなど、活発な議論が進められているところでございまして、今後、自民、公明、民主の三党間の協議も踏まえ

ながら、医療、介護分野を初めとして、国民会議で議論を深めるなど、改革の具体化に向けてしっかりと検討を進めていく考えでございまして。

○鈴木（克）委員 今、総理、おっしゃいました。そのことはもちろん承知をしておるんですが、一番問題なのは、先ほど申し上げたように、低所得者の皆さん、そして大方の国民の皆さんが、今のこの流れについて、確かに、株も上がり、そして円安にもなっていく、そういったことについては何も問題はないかもしれませんが、何か自分たちが置いていかれておるのではないのかなというふうな感覚を抱いてみえる、そこがやはり私は問題ではないかなということ、冒頭にこのことをお伺いしたということでございます。

次に、相続税についてお伺いしてまいりたいというふうに思っています。

相続税は、これまで地価が大幅に下落をしてまいりました、そんな中ではあっても、バブル期の地価上昇に対応したいいわゆる基礎控除の拡大とか、いわゆる税制構造の緩やかな水準といいますが、要は据え置かれてきたわけであり、

しかし、その結果、これは相続ですからお亡くなりになったということになるわけですが、そういういった方々の課税件数の割合というのが、平成三年の六・八%をピークに、現在では四%前半で推移しておるということでございます。ここを少し改正していこうというのが今回の相続税の見直しだということに思っています。

今までは、デフレが長期化をし、地価も下落傾向にあった中でやられてきたわけですが、しかし、

先ほど申し上げたように、安倍内閣発足後、株価は上昇に転じ、今後は地価についても上昇が考えられます。

きのう、このように二〇一三年の公示地価が示されました。ここに書いてあるのは、都市部で上昇地点が増加したとか、下落率はいずれも縮小し、一部で上昇した地域もあったというようにことで、地価についても明らかに上昇機運に入ってきておる、これはもう御案内のとおりでございます。

そういう中で、繰り返しになりますけれども、今の税制といえますか相続税の見直し案というのは、いわゆるデフレ下でまとめられたものでございまして、当然、民主党時代にまとめられたということなんです。しかし、今申し上げたように地価がどんどん仮に上がっていったということになりますと、これは、ある意味では、想像以上に税負担が発生していくことになるわけですね。

そこで、何を伺いたいかというと、要は、平成三年度の六・八%がよかったのか、今の四%前後がよかったのか。よかったのかというか、では、どこを今目指して、五%なのか一〇%なのか、そういうようなことについて具体的に目標をお持ちであればぜひお示しをいただきたい、こういうことでございます。

**○麻生国務大臣** 鈴木先生、いわゆる適正な課税割合というのがどの程度かというのは、これはなかなか一概には論じることが難しいんだと思っております。

その上で、いわゆるバブルがはじけた以降の話で、昭和六十年以降の最大の課税の割合は、言われるとおり八%だったんですが、今は、言われますとおり、大体四%ちよいぐらいのところまでずっとということになってきたんです。今般の見直しというのは、大体六%程度の課税割合ということにしたので、これは、過去の水準というものを考えますれば、我々から見たら適正な水準なのではないか、さように考えております。

**○鈴木（克）委員** いずれにしても、今後、地価が上昇をしていくというふうに考えられます。そのときに、では、どういう形で、六パーという一つの目標を今お示しになったんですが、本当にそれがそういうような状況で進んでいくのか、逆に言えば、もっと多くなつて、やはりちよつと最初の目標とは離れてきたなというような状況も私は出てくると思います。

それ以上は申しませんが、ぜひひとつ、そういうときは、また臨機応変ないわゆる見直しといえますか、そういうものをやっていたかどうかというふうに思っております。

続いて、財政についてお話をさせていただきます。これは、私、前の委員会でも、予算委員会でも質問をさせていただきました。アベノミクスによって、いわゆる円安が急速に今進んでおるわけです。ただ、その反面、石油やガスや食料といった、いわゆる代替できないものを日本は輸入に頼っております。そのために、円安によるマイナスイメージのも明らかにできておる。そこにやはり目

を向ける必要があると思うんですね、国民の大方はこのことに非常に関心を持っておるわけでありますから。

いわゆる円安によって生活必需品の価格が高騰し始めておる、国民生活への影響が懸念されておるといふ状況の中で、政府として、消費税を上げていく、こういうことになるというふうに思っています。そうすれば、結局、国民生活へさらなる追い打ちになっていくのではないかと、このように思います。

我が党は、国民の生活が第一の視点で、このアベノミクスというのを注視しております。現段階で申し上げると、率直に申し上げると、安倍政権にはいわゆる国民レベルのきめ細やかな視点が欠けているように私どもには思えてなりません。

円安によって価格高騰が進む、それから、景気回復による賃金引き上げの恩恵が国民生活の隅々まで及ばないと仮になって、それでも消費税率の引き上げを判断されるということであれば、これはまさに、繰り返しになりますが、国民の生活を直撃することになる、このように思います。

我々は、特別会計の全面見直しとか、政治改革だとか、行財政改革だとか、地域主権改革によってやはりその財源というものを捻出していくべきだ、このように考えておるわけでありまして、いずれにしても、今申し上げたことに対しての総理の御見解をお示しいただきたいと思っております。

**○安倍内閣総理大臣** 政府としては、三本の矢によって企業の収益機会をふやし、雇用や所得の拡大を実現することで、国民生活に経済成長の恩恵



あるわけですが、政策の基本においてはもちろん、当然同じでございます、この三本の矢でもってデフレから脱却をして、力強く経済を成長させ、そして国民の皆様それぞれにこの果実を均てんしていく。この温かい風が各地域に、そして全ての方々に吹いていくようにしていく。

そのためにこの三本の矢はそれぞれ大切でございます、ですから、当然まず一本目の矢を、大胆な金融緩和をしなければ始まりませんし、同時に、財政政策を行っていくことによって実需をつくっていく。内需を喚起していく。しかし、ずっといい方向で持続的に経済を成長させていく上においては、やはり一番大切なのは、民間の投資が起こって初めてそれは本格的な動きになっていくということでございます。

質問に対しての答弁でありますから、その際の際、説明の仕方が多少違ったように見えるかもしれませんが、基本的にはこの三本の矢があつて初めて経済はしっかりと力強く成長していくわけでございますし、多くの方々からも、こうした政策によって景気がよくなつたし、収入がふえたな、ことしよりも来年はいい年になるんだな、私たちは成長していくことができるんだ、こういう自信を取り戻していくことにつなげていく、こう確信をしているところでございます。

**○麻生国務大臣** 安倍総理と麻生太郎とに差があるんじゃないかと。小沢一郎先生と鈴木克昌先生の差ほどないと思うんですが。大した差じゃないんであつて、三本の矢を同時にやるというのが一番大事なところで、優先順位は、これ一つ、みんな

一緒にどんとやるから一九三〇年代成功しておりますので、この同時にやるのが一番大事なところであります。

私が申し上げたのは、一番目は日銀であり、政府なんです、三番目は民間が入ってきますので、最終的にこのところが笛吹けど全然踊らなかつたらということを特に強調したということろだと存じます。

**○金田委員長** 時間が参りました。

**○鈴木（克）委員** 時間が参りましたので以上で終わらせていただきますが、ぜひ一つ、私が総理に最後にお願いをしたいと思います、前にも申し上げましたけれども、いわゆる強者の目線ではなくて、弱者の視点に立つて政策をお進めいただきたい、このことをお願い申し上げます、私の質問を終わります。ありがとうございます。

**○金田委員長** これにて内閣総理大臣出席のものの質疑は終了いたしました。

総理大臣は御退席いただいて結構でございます。ただいま議題となつております各案中、内閣提出、所得税法等の一部を改正する法律案及び関税率法等の一部を改正する法律案に対する質疑は終局をいたしました。

**○金田委員長** この際、所得税法等の一部を改正する法律案に対し、桜内文城君外一名から、日本維新の会提案による修正案が提出されております。提出者から趣旨の説明を求めます。山之内毅君。

所得税法等の一部を改正する法律案に対する修

正案

〔本号末尾に掲載〕

**○山之内委員** 日本維新の会、山之内毅と申します。

ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、日本維新の会を代表いたしましたして、提案の趣旨及びその内容を御説明いたします。

日本維新の会は、自立する個人、自立する地域、自立する国家を訴えてまいりました。また、現役世代を元気にし、世代間の協力関係を再構築するという方針を掲げております。このような観点から、平成二十五年度税制改正に際して、平成二十五年中に検討を加えるべき事項を追加することにより、税制に関する我が党の基本的な考え方を示すものであります。

以下、具体的に申し上げます。

第一に、最高税率の水準を含む所得税の税率構造全体の方について、税負担の累増感の解消を図るため、税率の累進度を緩和すること等により簡素なものとすることを含め、検討すること。

第二に、相続税について、格差の固定化を防止する観点から、課税標準とされるべきものの範囲、税率構造等のさらなる見直しを行うこと。

以上が、本修正案の趣旨及び内容であります。何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

**○金田委員長** これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。